

芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例(平成24年9月21日条例第19号)

最終改正:令和4年9月14日条例第19号

改正内容:令和4年9月14日条例第19号[令和4年10月1日]

○芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例

平成24年9月21日条例第19号

改正

平成31年3月20日条例第8号

令和2年3月19日条例第11号

令和4年9月14日条例第19号

芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 次条に掲げる計画の策定及び推進のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき芦屋町地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる計画の策定に必要な調査、審査及び各計画に基づく事業実施状況等の審議を行うものとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく芦屋町地域福祉計画
- (2) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく市町村自殺対策計画としての芦屋町のちを支える計画
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく芦屋町成年後見制度利用促進計画
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に基づく芦屋町再犯防止推進計画

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が任命された時の要件を欠くに至った時は、当該委員はその職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者に対し、会議の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第8号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月14日条例第19号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。